

江戸時代に出された相対済し令の意義について、具体的に解説してください。

商人たちへの影響

「誰それが借金を返済しないので、返済するよう公儀(幕府)から命じてほしい」。江戸幕府は通常、このような金銭貸借に関する訴訟(金公事^{かねくじ})を受理したが、時に受理しないと宣言し、契約者どうしが相対で済ます(解決する)よう命じる法令を出した。これが相対済し令である。江戸では1661(寛文元)年、1685(貞享2)年、1702(元禄15)年、1719(享保4)年、1746(延享3)年、1797(寛政9)年、1843(天保14)年に出された(以下、～年令と略す)。このうち1719年令が教科書でもよく取り上げられているが、ほかの年の分を含め、時期を追ってこの法令の意味を考えてみよう。

1653(承応2)年の6月から、町奉行石谷貞清^{いしがやさだきよ}が金公事を裁き、きびしく返済を命じたので、奉行所が市場のごとくにぎわった、と榎本弥左衛門という商人が記録している。この時は、徳川氏が関東に入国して以降70～80年間の債権に関する訴訟を受理し、つぎつぎに事案を解決したので、8・9月頃には厳しい裁きはなされなくなったという。もちろん幕府は公権力として民事訴訟を受理していたが、江戸の商業が発展途上だったこともあり、債権債務訴訟を積極的に取り上げていたわけではなかった。だからこそ石谷の措置は商人たちに歓迎されたのだろう。

1702(元禄15)年令ではつぎのように命じている。「近年、金銀の出入(訴訟)が多く、ほかの御用の差支えになるので、1685(貞享2)年と同じように、昨年までの金銀出入は取り上げず、相対で解決せよ。今年正月の分からは裁許する」。ただし、この翌年、町奉行所は、問屋の売掛金などについては訴訟を受

理すると申し渡したようである。

ところで江戸大伝馬町には、「太物店中^{ふとものたなちゅう}」と呼ばれる、木綿などを扱う仲買商人の仲間組織があった。彼らは1702年の申し渡しのあと、(実態としては仲買であるのに)自分たちは「問屋」であることに紛れないと書き上げ、仲間組織が確立した1686(貞享3)年に「問屋になった」という由緒を創り出した。

大伝馬町太物店仲間のライバルであった十組問屋の通町・内店両組も、その申し渡しを受けて自分たちも「問屋」であることは紛れないと書き上げた。ただし、彼らはそれ以前から「十組諸問屋」を称していた。実は最初の相対済し令として知られる1661年令でも「後払いの約束(売掛・買掛)で物を売買しても、今後は裁きを申しつけない。ただし諸問屋からの売掛は別なので、問屋への支払いを滞らせた者がいたら申し出よ」と命じられていた。やはり問屋の債権は特別扱いされたのである。

近年の研究が明らかにしてきたように、諸商人に売買(場や金融)を提供する問屋と、売買の主体である商人(仲買・小売)とは元来、異なる系列の存在として区別されていた。相対済し令が出されるなか、「問屋」の債権は特別に幕府によって訴訟を受理され裁許された。そのため、本来は問屋ではない仲買のような諸商人までもが「問屋」を称するようになる動きがあったのである。本来は商人とは異なる問屋が、あたかも商人の主流とみなされるようになってゆく事情を示すものとして興味深い。問屋や商人にとって債権の保護を受けられるかどうかは死活問題だったのである。

何のために出したか？

では、江戸幕府は何のために相対済し令を出した

のだろうか。1702年令では「金銀の訴訟が多く、ほかの御用の差支えになっている」というのが町触などで表明された公式の理由である。ただし、その数年前1699年には老中から三奉行(寺社・町・勘定奉行)へつぎのように指示していた。「金銀の出入は、武家の分はまず取り上げるのをやめ、差し延ばすように。ただし、取り上げない旨が広まると、金銀の貸し手がなく不自由になるだろうから、そう決めるのではなく差し延ばすように心得よ。武家以外はこれまで通り取り上げよ」。

事実、同年に幕府は旗本の窮乏を救うため金を下賜しているが、それで「借金・買掛などを急に済ましてしまつては御救いの意味がないので、少しずつ返済するように」と指示している。この時の相対済し令に武家救済の意図があったことは否定できない。

徳川吉宗は8代将軍に就任すると訴訟・裁判に関する問題点を広範に調査し改革をおこなった。そのなかで1719(享保4)年9月に評定所の一座(三奉行など)から「借金公事が多くなっているが、それは相対のことなので、只今までの公事は相対で解決するように申し渡してはどうか」という提案を受けた。その結果、11月に老中からは「金銀出入が多くなって評定所でもそれをもっぱら取り扱っているのは評定の本旨を失うことだ」、「今後、江戸の三奉行所では一切取り扱わない」という徹底した文言の命令が出された(この時は問屋の訴訟も裁許しないことになった)。ただ、わざと返済を滞らせるような悪質なケースが頻発したので、奉行所は1726年2月まで数年間、訴状を受けつけ、相手呼び出して内済(話し合つて和解)するよう勧告している。1719年令は、債務者救済というより、幕府役所の事務軽減を主眼としたものだった。

相対済し令の広がりと意義

1719年令は、京都・大坂へは心得のため伝達はされたが、実施はされなかった。大坂町奉行所では、定められた日限までに債務者が返済できなければ、早期に強制執行(身代限り)を命じるなど、江戸に比べて債権者に手厚い取扱いをする法慣習(「大坂法」と呼ばれた)が定着してゆく。

諸藩のうち、たとえば仙台藩は、江戸町奉行所の役人から触の情報を得て、1719年令を採用した。

会津藩も触を入手したが、国元では町役人レベルの心得にとどめ、1726年になって江戸町奉行所の役人に取扱いをたずね、それになった。このように相対済し令は全国法とはいえず、金公事の取扱いには地域や領国によって多様性があった。

1729(享保14)年、幕府は米価低落をおさえるために商人らに買米をおこなわせることとして、その資金調達の便宜をはかるために相対済し令を取りやめ、金公事の受けつけを再開した。この指令は諸藩へも伝達された。ただし江戸では長期分割弁済(切り金)が認められるなど、武家など債務者に配慮した取扱いがなされることになる。仙台藩では、家臣団の経済的窮乏によって、江戸よりもさらに債務者に有利な取扱いを定めていったことが知られている。

これ以降も江戸では3度、相対済し令が出される。その間1789(寛政元)年には、それに類似する「棄捐令」が札差たちに申し渡された。札差とは旗本・御家人の蔵米・切米の出納を担当した金融業者である。1784(天明4)年以前に札差が貸した金は棄捐(破棄)、その後の貸金は利下げ・年賦返済とし、今後は年利12%に引き下げよと命じた。江戸町年寄榎屋与左衛門の草案では「相対済し」にするとされていたが、松平定信の指示で「棄捐」と明示された。1843年の相対済し令の際にも旗本・御家人への札差の債権を無利子年賦返済とする措置がとられている。

現代であれば、債務者が債務を履行しない場合、債権者が裁判所に訴えて損害賠償請求などをすることが民法で認められている。一方、中世ではしばしば徳政令が出されて、債権一般が破棄されることがあった。近世でも札差に対して棄捐令が出されることはあったが、相対済し令によって訴権を停止もしくは制限することで債務者救済と債権保護のバランスをとっていたところに特徴があるといえる。

なお、辞書にはしばしば「相対済令」で載るが、教科書では読み誤りを防ぐため「相対済し令」と表記されることが多いようである。本稿の内容はおもに、牧原成征「江戸大伝馬町太物店仲間と問屋」(同編『近世の権力と商人』山川出版社、2015年)、同「農村金融・地方都市金融」(『岩波講座 日本経済の歴史2 近世』岩波書店、2017年)によっている。出典などはそれらを参照していただければ幸いである。

(まきはら・しげゆき／東京大学大学院人文社会系研究科教授)

日本は日清戦争の賠償金の一部を利用して、金本位制を採用したと教科書にありますが、賠償金の使途のグラフからはそれが読み取れません。なぜでしょう。

日清戦争賠償金の用途

1895(明治28)年4月17日に調印された下関条約で、清が日本に「軍費賠償金」として庫平銀2億両^{こへいぎん テール}を支払うことになり、その後、11月8日調印の遼東半島を還付する条約による「報償金」3000万両が、同月16日に支払われた。賠償金は、条約の批准書交換から3年後の1898年5月までに全額が納付された。

日本政府は、賠償金・報償金を「償金特別会計」で扱い、運用益や交換差損を含めた日本円での受け入れは3億6450万余円となった。日清戦争の直接の戦費である「臨時軍事費」には2億2523万余円が投じられたから、日清戦争は、財政的に利益をもたらした戦争であったといえる。

戦費を賠償させる趣旨からいえば、賠償金を臨時軍事費特別会計に組み入れ、そのおもな収入源であった国債を償還するのが筋のように思われる。しかし、臨時軍事費に充てられたのは7895万余円、臨時軍事費の収入の35%にとどまった。そして、1億3925万円余が海軍拡張費、5679万余円が陸軍拡張費と、今後の軍備拡張により大きな額が投じられた。

陸海軍をあわせた軍事費の大きさは、『詳説日本史』p.259の円グラフに示されている。ここでの「軍備拡張費」には上記の金額のほかに3000万円の軍艦水雷艇補充基金が含まれ、「その他」にも321万余円の陸軍省所管の経費が含まれるので、軍事費が占める割合は84.6%に達する。

なお、この円グラフでは、製鉄所創立費がみえない。松方正義大蔵大臣は、のちに八幡製鉄所として実現する官営製鉄所の創立費500万円を償金から支

出する案を立てた。これが実現していれば、償金の1.4%にあたり、かろうじてグラフに示すことができた。しかし、実際には初年度の57万9762円余だけが償金から支出され、残りは事業公債によった。償金の0.16%にとどまり、グラフでは1902度末の使途未定金や前述の臨時軍事費と軍備拡張費に分類できない陸軍省所管経費とあわせ、「その他」としている。その後、製鉄所創立費予算は大幅に変更され、八幡製鉄所が開業する1901年度までの支出は1920万余円におよんだ(長島修『官営八幡製鐵所論』日本経済評論社、2012年、p.122)。このなかで償金が占める比率は3%にしかすぎない。官営製鉄所建設計画が償金の活用の一環として具体化したことは間違いないが、金額上は、償金の貢献は小さかった。

もう1つ、償金の用途として著名だがグラフに示されていないのが、金本位制の確立である。

金本位制への移行

松方正義は、いわゆる松方デフレを経て1886年に紙幣の銀兌換を開始した。これにより日本は実質的に銀本位制になっていた。1871年の新貨条例ではじめて円が定義された時、その本位貨幣は金貨と定められた。すなわち金本位制である。そして、金の価値を同量の銀の約16倍(以下、これを「金銀比価が16」と表記する)として、開港場で用いる銀貨がつくられた。この銀貨は1878年に開港場以外でも用いることが許され、日本は金銀複本位制となった。しかし、実際には、金銀と交換できない不換紙幣が流通していた。

一方で、新貨条例が制定された頃から、世界的に

金に対する銀の価格が下がった。金銀比価は1876年に17.88、1885年には19をこえた。松方が政府紙幣を金でなく銀に兌換したのは、紙幣整理の結果、紙幣の価値が、価格が下がった銀貨の価値と等しくなったからである。金銀比価の上昇はその後も続いて、1894年には32.56に達した。

欧米では金本位が一般的となっていたため、銀本位の円は欧米通貨に対して円安になり、欧米への輸出には好都合であった。そのため、民間では渋沢栄一や田口卯吉などが銀本位維持を主張したが、松方は価値の不安定な銀ではなく、国際標準となりつつあった金を本位とすべきと考えた。

1897年3月、金銀比価が32に近づくなかで、1円の金の量を1871年の新貨条例の半分(0.75グラム)とする貨幣法が成立した。同時に兌換銀行券条例が改正され、紙幣は金貨と交換されることになった。銀貨の価値にあわせ金貨を再定義して、金本位に移行したのである。貨幣法の議会審議にあたり、首相兼蔵相の松方は、ドイツが普仏戦争の賠償金によって金本位制に移行したことを述べた。償金により金本位制を確立するのは、当時モデルとされることが多かったドイツと同じ道をたどることと理解された。

償金と金本位制

下関条約において銀建てで規定された賠償金は、1895年10月6日の清政府との合意で、この年の6～8月の平均相場で金本位のイギリスポンドに換算して受け取るようになった。これは松方蔵相の提案による。償金に充てるためイギリスとドイツで金建ての外債を発行する清が、銀で支払うには銀塊を購入する必要があり、それは銀価の上昇を招き、輸送も含めて負担が大きいのというのが両国の合意の理由であった。日本の金本位制採用は松方の頭のなかにはあったにせよ、国の方針だったわけではなく、8月に松方が辞職したこともあって、当初は償金で銀塊を購入することもあった。1896年9月に松方が首相となり蔵相を兼ねると、金本位制導入を前提に、金塊を購入し、あるいはポンド金貨を日本に送るようになり、1897年10月の貨幣法施行までに773万3516ポンド余、7528万余円相当、償金の2割程度の金が入手された。

金本位制を確立するには、これで金貨を鑄造し、

従来流通している銀貨と交換しなくてはならない。

1897年4月から1898年4月の1円銀貨流通禁止までのあいだに、造幣局は5円・10円・20円の金貨総計7445万5735円を鑄造した。1円銀貨は1億6513万余個発行されていたが、1898年7月末の期限まで引き換えられたのは日銀が兌換準備として保有していた1679万余円を含めても3864万余にとどまり、公納などで政府保有となって改鑄された740万余をあわせても3分の1にも達しなかった。残りは、貿易や軍の現地支払いで流出して、香港・シンガポール・朝鮮・中国東北地方などで流通し、台湾でも引き続き使用された。また回収された1円銀貨も50銭以下の補助銀貨に改鑄されたほかは、海外で売却、使用された。市価での売却では損失が生じたが、それは補助銀貨の鑄造益で相殺された。補助銀貨の価値は地金ではなく額面で決まるが、その銀含有量が貨幣法で金銀比価28.75相当に定められていたため、元の比価32に対して3.25分の鑄造益が生まれたのである。なお、1897年3月末の額面1円以上の紙幣の流通量は2億3853万余円であった。

償金は1898年5月までに納入され、1902年度まで分割して支出された。そこで、償金特別会計には常に残高があり、1897年度末には1億円をこえていた。そのため、償金特別会計内で金塊を日本に運び、造幣局で金貨に鑄造させ、それを1円銀貨に交換する時間的余裕があった。得られた1円銀貨は貨幣整理資金特別会計に額面で売却し、その代価を所定の使途に充てた。金貨の製造と銀貨回収は、償金を国内に回送する方法の1つであり、償金の最終的な使途ではなかった。よってグラフには表れない。償金の一時的な使途としては、ほかに国や日本勧業銀行の債券購入、朝鮮の京仁鉄道^{けいじん}への融資などもあった。また、日銀の兌換準備に組み入れない償金を、政府の軍艦等の輸入や民間の輸入による外国への支払いに充てることで、貿易赤字が続くなかで紙幣の過度な収縮を防ぎ、金本位制を安定的に維持できた。

参考文献

明治財政史編纂会『明治財政史 第二巻』(1904年)
『明治三十年幣制改革始末概要』(1899年)
(ともに国立国会図書館デジタルコレクションで利用できる)
(すずき・じゅん／東京大学大学院人文社会系研究科教授)